

フェニックス・プラザ内「大ホール」 ネーミングライツ・パートナー募集要項

1 募集の目的

フェニックス・プラザは、大・小ホール、各種会議室を保有し、コンサートや各種イベント、研修会等に使用できる複合施設として、市民の皆様に広く利用されているところです。

今後も、安定的な施設運営を行うための新たな財源を確保することを目的として、フェニックス・プラザ内にある「大ホール」の愛称の命名権（以下、「ネーミングライツ」という。）の対価による取得を希望する法人等（以下、「パートナー」という。）を募集します。

ネーミングライツの導入により、市民及び施設利用者、パートナー、並びに福井市（以下、「市」という）は、下記のメリットを得ることができます。

（１）市民及び施設利用者

- ア 安定した市民サービスの享受
- イ 利用者の増加による施設周辺地域の活性化

（２）パートナー

- ア 法人等名、商品名等の PR 効果
- イ 市有施設への経済的支援を通じた社会貢献や地域貢献による法人等のイメージアップ

（３）市

- ア 安定した財源の確保による施設の良い維持管理や運営
- イ 施設の認知度向上による利用者の増加（行政財産の有効活用）

2 募集施設

（１）ネーミングライツの対象となる施設名称

大ホール（フェニックス・プラザ内のホール）
「フェニックス・プラザ」は対象ではありません。

（２）所在地

福井市田原 1 丁目 1 3 番 6 号

（３）施設概要

- ア 収容人数 2,000 人
- イ 延床面積 客席 1,200 m²、舞台 266 m²、ホワイエ 280 m²
- ウ 利用件数及び利用者数

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
利用件数	102 件	111 件	113 件	62 件	109 件	156 件
利用者数	152,480 人	143,873 人	129,628 人	23,934 人	72,339 人	98,998 人

上記の数字は指定管理者の自主事業を含みます。

2020 年度、2021 年度、2022 年度は、新型コロナウイルス感染症対策による利用制限、講演延期・中止等の影響により、利用者数等が減となっています。

[参考] フェニックス・プラザ概要

建築年	昭和60年
管理運営形態	指定管理
交通機関	えちぜん鉄道・福井鉄道「田原町」駅から徒歩1分 JR福井駅から車で約7分
駐車場	403台収容(フェニックス・プラザ自動車駐車場)
ホームページ	http://www2.fctv.ne.jp/~phoenix/

3 募集概要

(1) 命名条件

ア 愛称は、自らの法人等名やブランド名、商品名などを用いて命名することができます。

イ 愛称には、「大ホール」の字句を必ず使用してください。

(例) 大ホール、大ホール

チラシ、広報誌等では、「フェニックス・プラザ 大ホール」等と表記する場合があります。

ウ 市民が親しみやすく、呼びやすい愛称としてください。なお、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット等表記は問いません。

エ 利用者の混乱を避けるため、原則として、契約期間内の愛称の変更はできないものとします。

オ 愛称の使用開始から一定の期間(1年程度)は、本市の対外的な表記において条例上の施設名称等をカッコ書きにして愛称に併記する場合があります。

カ 施設等を利用する者やイベント等の共催者等が、パートナーと同種の事業を行う民間企業等の場合、パートナーと協議の上で、愛称の使用を行わない場合があります。

キ 福井市広告事業実施要綱第4条に該当するもの、また、商標権等、知的財産権その他第三者の有する権利を侵害するものは、愛称とすることができません。

なお、愛称は一般的に用いる呼称であり、条例で規定する施設の正式名称を変更するものではありません。

[参考] 福井市広告事業実施要綱第4条

(広告掲載の範囲)

第4条 市は、次の各号のいずれかに該当すると認めるものについては、広告掲載しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性のあるもの

(5) 宗教団体による布教の推進を目的とするもの

(6) 社会的問題についての主義主張にあたるもの

(7) 個人を宣伝しようとするもの

(8) 美観風致を害するおそれがあるもの

- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 消費者保護（被害の未然防止及び拡大防止）の観点から適切でないもの
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの
- (13) その他、広告の内容として適当でないと市長が認めるもの

ク ネーミングライツを第三者に譲渡又は貸与することはできません。

(2) 愛称のデザイン（標記）について

- ア 一般的に理解しやすいもので、日本語又はローマ字（もしくはその両方）を使用した書体（ロゴ）としてください。
- イ 法人等ロゴやマークを使用する場合、パートナーが権利を有する登録商標であるものとしてください。
- ウ マークを提案する場合は、ロゴとの位置関係も提案してください。
- エ マークは、ロゴと組み合わせず、単独で使用する場合があります。
使用希望の愛称のデザイン等が決まっている場合はご提案ください。
- オ 商標権等、知的財産権その他第三者の有する権利を侵害するものは、使用できません。

(3) 契約期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

(4) 命名権料

1年間あたり100万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 愛称の使用開始予定日

令和6年4月1日

(6) 費用負担

区 分	市	パートナー
市政広報紙、市ホームページ等により愛称を広告するための費用		
市が使用するパンフレット、封筒等の印刷物にかかる費用（ 1 ）		
市ホームページの表示変更		
市の瑕疵による契約解除にかかる費用		
敷地内外看板、道路標識等の表示変更（ 2 ）		
新規看板の設置（ 3 ）		
契約期間終了後の原状回復		
パートナーの瑕疵による契約解除にかかる費用		

なお、その他の項目については、市とパートナーで協議することとします。

- 1 市及び指定管理者作成のパンフレット等の印刷物での愛称の表示については、協議の上、対応を決定することとします。また、愛称の使用開始以降に開催されるイベントであって

も、ネーミングライツ・パートナー決定時に、イベント開催者が既にチケットやチラシ等を印刷している場合は、それらに愛称を表示することはできません。

- 2 看板、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示についてパートナーが実施します。また、愛称のデザイン等にかかる費用は、パートナーの負担とします。
- 3 新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

(7) 命名権以外の特典

特典の付与はありません。パートナーからの提案も受付できかねます。

(8) 応募資格

応募資格者は、自らがスポンサーとして、パートナーになることを希望する法人等とします（法人格の有無は問いませんが、募集の目的に賛同し、命名権者としてふさわしい資力及び信用を備えた団体に限ります。）

また、応募者の本社・本店又は支店・営業所の所在地は、そのいずれかが福井県内にあるものとします。

なお、福井市広告事業実施要綱第7条の規定に該当する法人等は、応募できません。

応募申込書の提出後、所轄の警察署に確認を行うことがあります。

[参考] 福井市広告事業実施要綱第7条

(規制する広告主等)

第7条 市は、広告主等が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、広告掲載を行わないものとする。

- (1) 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中のもの及び会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中のもの
- (3) 法令等に違反しているもの
- (4) 社会的信用を著しく損なうような問題を起こしているもの
- (5) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されているもの
- (7) 福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（昭和60年4月1日施行）及び福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成14年4月1日施行）に基づく指名停止を受けているもの
- (8) 税を滞納しているもの
- (9) その他、広告主等として適当でないと市長が認めるもの

4 申込手続き

(1) 提出書類の受付

- ア 受付期間 令和5年7月3日(月)から8月25日(金)まで(土・日・祝日を除く。)
イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
ウ 提出方法 提出先へ持参又は郵送

郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、令和5年8月25日(金)必着とします。この場合、事前に郵送提出の旨を市担当まで連絡してください。

- エ 提出先 福井市財政部施設活用推進課(福井市大手3丁目10番1号)

オ 提出書類

フェニックス・プラザ内「大ホール」ネーミングライツ・パートナー申込書【様式1】
応募資格に関する誓約書【様式2】
名称に商品名を使用する場合、当該商品の概要が分かるもの
標記(図案)【様式3】

使用希望の愛称のデザイン等が決まっている場合はご提出ください。

応募の段階ではラフスケッチでかまいませんが、パートナー決定の日から30日以内に正式な図案およびその仕様を提出してください。なお、その著作権及び使用権は福井市に帰属するものとします。

地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の実績及び今後の計画【様式4】

法人等の概要書【様式5】

役員名簿【様式6】 住民票の添付は不要です。

定款、規約又はこれらに類する書類

申込の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、収支決算書その他法人等の財務状況を明らかにする書類及び事業報告書など法人等の業務内容を明らかにする書類

登記事項証明書(商業登記簿謄本)

納税証明書(国税、県税、市税について直近1年の未納がないことの証明)

[法人の場合]当該法人にかかる下記の証明

国税:未納が無いことの証明(税務署発行の様式の3の3)

県税:未納が無いことの証明

市税:最新の納税証明書(課税されている全税目の記載があるもの)

[法人格を有しない団体の場合]当該団体の代表者にかかる下記の証明

国税:未納が無いことの証明(税務署発行の様式の3の2)

県税:未納が無いことの証明

市税:最新の納税証明書(課税されている全税目の記載があるもの)

納期末到来の場合は、前年度の納税証明書など、滞納していないことが分かるものを添付すること

(2) 質問の受付

提出書類作成について質問がある場合は、質問票を提出することができます。

- ア 受付期間 令和5年7月3日(月)から7月31日(月)まで(土・日・祝日を除く。)
- イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ウ 提出方法 質問票【様式7】に必要事項を記載のうえ、電子メール又はFAXで送付してください。電子メールの件名は【ネーミングライツに関する質問】としてください。
なお、電子メールの送信者へは、受信確認の電子メールを返信します。
- エ 提出先 福井市財政部施設活用推進課
メールアドレス：sisetu-k-s@city.fukui.lg.jp
FAX：0776-20-5275
- オ 回答期限 令和5年8月7日(月)までに回答
- カ 回答方法 受け付けた全ての質問への回答は、原則として質問者を特定できない内容で、市ホームページに掲載します。

(3) 応募の失格事項

次の項目に該当した場合は、応募を無効とします。

- ア 募集要項に示した応募資格を満たしていないことが判明した場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 募集要項に示した条件に違反した場合
- エ 審査の公平性を損なう行為があったと市が認めた場合
- オ その他不正行為があった場合

(4) 応募上の注意事項

- ア 応募は、1応募者につき1点とします。
- イ 受付期間終了後の内容変更は認められません。
- ウ 提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。市はパートナー選定の結果の公表等必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- エ 応募後、市から追加の提出資料を求めることがあります。
- オ 応募書類の提出後に応募を取り下げの場合は、「申込辞退届出書」【様式8】を提出してください。
- カ 応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とします。
- キ 提出された書類は、必要に応じて複写します。
- ク 提出書類に著作権の対象となるものがある場合は応募者に帰属します。ただし、市は、本事業に関する公表及びその他市が必要と判断した場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- ケ 提出書類は、福井市情報公開条例(平成8年福井市条例第29号)に規定する公文書として、同条例に基づく開示請求の対象となります。

5 パートナー選定方法

(1) 審査委員会による審査

福井市広告事業実施要綱第10条に基づき設置する審査委員会において、次の基準に従って審査し、各審査委員(5名)の評点の合計が最も高い応募者を優先交渉権者として選定します。

ただし、各審査委員の審査基準ごとに合計した評点が一つでも配点の50%に満たない場合、また、合計点数が70%(350点)に満たない場合は優先交渉権者となることができません(審査条件を満たす次点候補者を優先交渉権者とします。)

なお、応募者が1者のみであっても審査委員会による審査を行うこととします。

(2) 審査基準

下表の審査項目に基づき得点化します。

審査項目	審査基準	配点
命名権料について	・他応募者との比較	40
愛称について	・市民に親しみやすく、呼びやすいか ・施設の管理運営に支障が生じないか ・施設イメージとの整合性	30
応募者について	・財務状況の健全性(決算報告、財務諸表等)	10
	・地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の実績及び今後の計画	10
	・施設と応募者の理念、事業内容がマッチしているか	10
合 計		100

(3) 採点基準

「命名権料について」

以下の式により、得点を算出します(小数点以下四捨五入)。

$$\text{配点(40点)} \times \text{当該応募者の提案金額} \div \text{最も高い提案金額}$$

「愛称について」、「応募者について」

全審査委員が以下の5段階で評価を行い、得点を算出します(小数点以下四捨五入)。

評価	判断内容	得点の算出方法
A	特に優れている	配点 × 1.00
B	優れている	配点 × 0.75
C	標準的である	配点 × 0.50
D	劣る	配点 × 0.25
E	非常に劣る	配点 × 0.00

(4) 選定結果

選定結果については、すべての応募者に文書で通知するとともに、市ホームページに公表します。なお、市は審査により選定された優先交渉権者との協議を経てパートナーを決定し、パートナー、施設の愛称、命名権料等を公表します。

(5) 次点候補者

次点候補者は、その地位を、優先交渉権者との契約が締結されるまでの間、保持するものとし、優先交渉権者と合意に至らなかったとき、又は優先交渉権者が辞退したときは、次点候補者が優先交渉権者に繰り上がるものとし、

6 その他

(1) 契約の締結について

ア 選定後、優先交渉権者と市は応募条件に基づき契約の細部について協議し、パートナー契約を締結した後、愛称等の使用を開始します。

契約合意に至らなかった場合、市は次点候補者と協議を行いパートナー契約を締結します。

なお、次点候補者がいない場合、又は次点候補者とも契約合意に至らなかった場合、市はパートナーの決定を一旦中止します。

イ 契約の締結については、記者発表を行う予定です。

(2) 指定管理者との協議について

フェニックス・プラザは施設の管理運営を指定管理者が行っているため、愛称決定後、ネーミングライツ導入に関し必要な事項について、パートナー、指定管理者及び本市との間で協議することとします。

(3) 契約の解除について

パートナーの決定後に、パートナーが、3 募集概要(8) 応募資格の要件を欠くこととなったとき、又は社会的信用を著しく損なうなどパートナーとしてふさわしくないと認められるときは、パートナーの決定の取消し又は契約の解除を行うことがあります。

なお、契約の解除が行われた場合、看板の表示等の原状回復に係る費用については、パートナーの負担とします。

(4) 今後のスケジュール

項目	日程
募集期間	令和5年7月3日(月) ~ 8月25日(金)
質問受付期間	令和5年7月3日(月) ~ 7月31日(月)
質問回答期限	令和5年8月7日(月)
審査委員会 (優先交渉権者の選定)	令和5年9月中旬~下旬予定
詳細協議、契約	令和5年10月~11月予定
愛称の使用開始	令和6年4月1日(月)
契約期間	令和6年4月1日(月) ~ 令和11年3月31日(土)

7 問い合わせ先

福井市財政部施設活用推進課

電話 0776-20-5275 FAX 0776-20-5778

電子メール sisetu-k-s@city.fukui.lg.jp